

第1章 改定にあたって

1 趣旨

平成元年(1989年)に「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という。)が改正、翌2年(1990年)に施行され、本県においては在留資格「定住者¹」等で来日する南米地域からの日系人などの外国人が急増しました。

急増する外国人への施策の必要性が高まる中、平成18年(2006年)3月に総務省自治行政局国際室は、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知しました。本県では、平成19年(2007年)度に「しが多文化共生推進会議」を設置して、提言をいただき、これらの通知や提言をもとに、多文化共生に関する施策を計画的かつ総合的に展開するため、平成22年(2010年)4月に「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定しました。

プラン策定と時期を同じくして世界的な経済危機が起こり、多くの外国人が職を失い帰国する方が増加し、県内の外国人人口²は一時減少しましたが、平成26年(2014年)以降、就労目的の東南アジア地域出身者を中心に外国人人口が増加し、令和6年(2024年)末には過去最多となる41,475人となりました。また、近年は国籍の構成も変化してきています。

在留資格制度については、令和5年(2023年)に「特定技能」制度が拡充され、令和6年(2024年)6月に入管法等の改正により、「技能実習³」制度が廃止され、「育成就労⁴」制度が創設されることになり、令和9年(2027年)までに施行される予定です。この制度は、長期にわたり日本の産業を支える人材を育成・確保することを目指すもので、今後も就労を目的とした外国人やその家族の増加が見込まれます。

今後は、言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人の滞在の長期化・定住化が更に進み、県内人口における外国人比率も高まっていくと考えられ、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であるとの意識を持つことがますます必要となっています。

このような状況の下、社会経済情勢の変化やそれに伴う課題への対応、県内に在住する外国人の現状を踏まえ、より実情にあったプランとなるよう「滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改定版)」を策定しました。

2 プランの位置づけ

このプランは「滋賀県基本構想」の理念を踏まえ、多文化共生の社会づくりについて、県民、市民活動団体、国際交流協会、企業、市町、県などの各主体が取り組む方向性を示す指針です。

«「多文化共生」とは»

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

3 対象者

多文化共生社会の実現は、国籍や民族などのちがいにかかわらず、共に生きていく地域社会の一員として皆で取り組んでいくことであるため、本プランはすべての県民を対象としています。

«「外国人県民」について»

本プランにおける「外国人県民」は、県内に住む外国籍の人を指します。ただ、本プランは、日本国籍を取得し帰化した人や日本国籍であっても親が外国籍である人といった外国につながりをもつ人も含め、すべての県民が対象です。

4 計画期間

令和7年（2025年）度から令和11年（2029年）度までの5年間とします。

5 プランの周知

多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語および「やさしい日本語⁵」）で、本プランの周知を図ります。